

令和 7 年

赤平市議会第 3 回定例会会議録（第 1 日）

9 月 2 日（火曜日）午前 10 時 00 分 開 会
午後 0 時 09 分 散 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第 190 号 赤平市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 191 号 赤平市議会議員及び赤平市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 192 号 職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 193 号 赤平市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 194 号 赤平市税条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 195 号 赤平市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 196 号 赤平市太陽光発電施設の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 197 号 赤平市水道条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 198 号 赤平市下水道条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 199 号 工事契約の一部を変更する契約の締結について

（庁舎整備工事(空調設備改修 機械設備))

- 日程第 15 議案第 200 号 工事契約の一部を変更する契約の締結について
（庁舎整備工事(空調設備改修 外壁外 A 工区))
- 日程第 16 議案第 201 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 17 議案第 204 号 令和 6 年度赤平市一般会計決算認定について
- 日程第 18 議案第 205 号 令和 6 年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 19 議案第 206 号 令和 6 年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 20 議案第 207 号 令和 6 年度赤平市用地取得特別会計決算認定について
- 日程第 21 議案第 208 号 令和 6 年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第 22 議案第 209 号 令和 6 年度赤平市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第 23 議案第 210 号 令和 6 年度赤平市水道事業会計決算認定について
- 日程第 24 議案第 211 号 令和 6 年度赤平市病院事業会計決算認定について
- 日程第 25 議案第 212 号 令和 6 年度赤平

- 市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第 2 6 議案第 2 1 3 号 赤平市教育委員会教育長の任命について
- 日程第 2 7 議案第 2 1 4 号 赤平市教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 8 議案第 2 1 5 号 赤平市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 9 報告第 1 8 号 令和 6 年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について
- 日程第 3 0 報告第 1 9 号 令和 6 年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第 1 9 0 号 赤平市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 1 9 1 号 赤平市議会議員及び赤平市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 1 9 2 号 職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 1 9 3 号 赤平市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 1 9 4 号 赤平市税条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 1 9 5 号 赤平市手数料徴収条例の一部改正について

- 日程第 1 1 議案第 1 9 6 号 赤平市太陽光発電施設の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 1 9 7 号 赤平市水道条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 1 9 8 号 赤平市下水道条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 1 9 9 号 工事契約の一部を変更する契約の締結について（庁舎整備工事(空調設備改修 機械設備))
- 日程第 1 5 議案第 2 0 0 号 工事契約の一部を変更する契約の締結について（庁舎整備工事(空調設備改修 外壁外 A工区))
- 日程第 1 6 議案第 2 0 1 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 1 7 議案第 2 0 4 号 令和 6 年度赤平市一般会計決算認定について
- 日程第 1 8 議案第 2 0 5 号 令和 6 年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 1 9 議案第 2 0 6 号 令和 6 年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 2 0 議案第 2 0 7 号 令和 6 年度赤平市用地取得特別会計決算認定について
- 日程第 2 1 議案第 2 0 8 号 令和 6 年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 9 号 令和 6 年度赤平市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 0 号 令和 6 年度赤平市水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 1 号 令和 6 年度赤平

- 市病院事業会計決算認定について
- 日程第25 議案第212号 令和6年度赤平市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第26 議案第213号 赤平市教育委員会教育長の任命について
- 日程第27 議案第214号 赤平市教育委員会委員の任命について
- 日程第28 議案第215号 赤平市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第29 報告第18号 令和6年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について
- 日程第30 報告第19号 令和6年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告について

○出席議員

9名

- 1番 今野 宙 君
- 2番 安藤 繁 君
- 3番 渡部 修之 君
- 4番 丸山 勝正 君
- 5番 木村 恵 君
- 6番 竹村 恵一 君
- 7番 北市 勲 君
- 8番 若山 武信 君
- 9番 伊藤 新一 君

○欠席議員

0名

○欠員

1名

10番

○説明員

- 市長 畠山 渉 君
- 教育委員会教育長 高橋 雅明 君
- 監査委員 目黒 雅晴 君

- 選挙管理委員会委員長 大川 佳彦 君
- 委員 吉本 政史 君
- 農業委員会会長

-
- 副市長 永川 郁郎 君
- 総務課長 櫻庭 敏夫 君
- 企画課長 成田 博之 君
- 財政課長 丸山 貴志 君
- 税務課長 柳町 隆之 君
- 市民生活課長 斎藤 政弘 君
- 社会福祉課長 高橋 脩 君
- 介護健康推進課長 千葉 睦 君
- 商工労政観光課長 三浦 友嗣 君
- 農政課長 安原 敬二 君
- 建設課長 清水 亘 君
- 上下水道課長 平田 亘 君
- 会計管理者 山口 正己 君
- あかびら市立病院事務長 杉浦 圭輔 君

-
- 教育委員会 学校教育課長 伊藤 彰浩 君
- 社会教育課長 伊藤 茂樹 君

-
- 監査事務局長 西井 芳准 君

-
- 選挙管理委員会事務局局長 櫻庭 敏夫 君

-
- 農業委員会事務局局長 安原 敬二 君

○本会議事務従事者

- 議会事務局局長 渡邊 敏一 君
- 総務議事係 千葉 香織 君
- 総務議事係 笹木 芳恵 君

(午前10時00分 開 会)

○議長（伊藤新一君） これより、令和7年赤平市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（伊藤新一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、5番木村議員、7番北市議員を指名いたします。

○議長（伊藤新一君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から12日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（伊藤新一君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12日までの11日間と決定いたしました。

○議長（伊藤新一君） 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長より報告します。

○議会事務局長（渡邊敏一君） 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は28件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。令和7年第2回定例会以降令和7年9月1日までの動静を記載しております。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載しております。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（伊藤新一君） 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長（畠山渉君） [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、空知地方総合開発期成会の要望活動について申し上げます。空知管内の24市町で構成する空知地方総合開発期成会では、空知地域全体の発展に向け、例年国と北海道に対する要望書を取りまとめております。この要望書を用い、7月14日には北海道知事、空知管内選出の道議会議員、道の関係部局及び国の出先機関に対し北海道段階での要望活動を行ってまいりました。また、7月31日には空知管内の24市町長が4班に分かれ、各省庁に中央要請を行ってまいりましたが、本市は厚生労働省、環境省、経済産業省、こども家庭庁の行程で各市町長と共に空知地域全体の活性化を図るための提案と要望を訴えたところでございます。

次に、地方交付税について申し上げます。令和7年度の普通交付税につきまして総務省は7月29日に交付決定を行い、同日に閣議報告がされたところであります。平均の値で比べますと、全国の市町村では対前年度比2.8%の増、道内市町村では2.9%の増となりましたが、本市における普通交付税決定総額は5.8%の増、交付税の振替措置である臨時財政対策債を含めると5.6%の増となっております。主な理由といたしましては、統合小学校建設における過疎対策事業債の元金償還が始まったことにより、普通交付税総額が増加したためであります。今後におきましても地方自治体が担う住民の身近な行政サービスに応じた安定的な財源を確保するため、地方交付税のさらなる拡充について全国市長会等を通じて強く要請してまいります。

次に、戦没者追悼式について申し上げます。市主催による戦没者追悼式を7月4日に交流センターみらいにおいて開催いたしました。市内在住の戦没者

のご遺族やご来賓など関係者26人が参列し、祖国を思い、愛郷の肉親を案じつつ散華された御霊に対しまして黙禱を行った後、追悼のお言葉をいただき、しめやかに献花等が執り行われたところでありませ

次に、第54回あかびら火まつりについて申し上げます。本年のあかびら火まつりは、天候に恵まれたこともあり、7月12日、13日の2日間で約3万2,000人の方にご来場いただきました。会場内の火まつりグルメコーナーには、過去最大の36店舗が出店し、ご来場いただいた皆様には道内各地の様々なグルメを堪能していただきました。イベント初日は、赤平中学校吹奏楽部のファンファーレとテープカットで幕を開け、陸上自衛隊第11音楽隊には13年ぶりとなるステージ演奏をご披露いただきました。メインイベントであります火文字点火では、赤平火太鼓保存会による迫力のパフォーマンスで会場が盛り上がる中、市内3か所からのたいまつリレーにより集結した136名の赤ふんランナーが会場を駆け巡りました。そして、今年復活した火矢によるファイアストームが大きな注目を集めた後、赤平の風物詩ともなっている火文字がズリ山に点灯されました。2日目は、快晴の中、7チームが参加された市民おどり、火囃節から始まり、ダンスやバンドなどのステージパフォーマンスが続き、会場は活気にあふれておりました。さらに、2日間にわたり火まつりにご参加いただきました北海道大学縁の皆様にはその場でもよさこい演舞をご披露いただき、会場が大いに盛り上がったところでもあります。また、市民花火大会では、ダンスパフォーマンスとともに音楽に乗せた5,000発の花火を打ち上げ、タオル回しや掛け声といったあかびら火まつりならではの参加型の演出を工夫し、お楽しみいただきました。2日間にわたり市民の皆様はもちろん、多くの方々にご来場いただきましたこと、また関係団体や実行委員会の皆様などのご協力により無事開催できましたことに改めて感謝申し上げます。今後も市民の皆様により一層楽しんでいただける火まつりとなるよう、内容の充実を図

ってまいります。

次に、社会を明るくする運動の啓発活動について申し上げます。7月12日、第54回あかびら火まつり会場において第75回社会を明るくする運動の啓発活動を行い、関係団体から74名のご参加をいただき、会場内でPR用のティッシュ等を配布したところでもあります。また、7月23日には、昨年と同様赤平市保護司会の皆様にツルハドラッグ赤平店前での啓発活動を行っていただいております。ご参加いただいた皆様には、啓発用横断幕やのぼりを掲げ、通行する方々に犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会の実現を呼びかけていただいたところでもあります。

次に、交通安全運動について申し上げます。7月13日から22日までの10日間にわたり夏の交通安全運動を展開し、期間中、早朝の街頭啓発をはじめ、延べ853人のご参加をいただき、効果的な運動を実施いたしました。本市におきましては、令和5年10月17日から続いております交通事故死ゼロの日が本年7月31日で653日に到達しております。これもひとえに市民並びに関係団体の皆様のご尽力によるものと改めて感謝申し上げます。少しずつ日没も早まり、歩行者や自転車の事故が増える時期となってまいりました。今後におきましても交通事故による犠牲者を出さないことを最大の目標とし、交通安全意識を高め、安心、安全な地域づくりを交通安全団体並びに町内会や市民の皆様と一層連携を図り、交通事故防止に努めてまいります。

次に、赤平市・石川県加賀市友好都市協定締結30周年記念事業について申し上げます。明治28年、加賀からの団体移住により、多くの方々が上赤平に入植され、本市の礎を築かれました。この歴史的なご縁をきっかけに本市と加賀市が平成7年に友好都市協定を締結してから今年で30周年を迎えたところでもあります。この節目を記念し、休止しておりました交流事業を再開するため、赤平市・加賀市友好委員会を本年4月に立ち上げ、準備を進めてまいりました。その事業の一環として、両市が友好都市となっ

た経緯やこれまでの交流の軌跡を紹介する友好都市30周年記念パネル展を8月27日から9月30日までの予定で交流センターみらいにて開催中であります。また、本年は両市が相互に訪問する事業も予定しておりましたが、8月29日から31日までの日程で本市から友好委員会会長、市議会議長、商工会議所会頭、観光協会、上赤平会、赤平火太鼓保存会、そして私や市職員を含む総勢18名が加賀市を訪問したところでもあります。訪問初日の8月29日には、友好都市協定締結30周年記念式典が盛大に執り行われ、宮本加賀市長、今津市議会議長をはじめ、加賀市の皆様約50名にご出席いただきました。2日目の30日には、市内を見学させていただいた後、動橋町のぐず焼祭りを体験させていただきました。訪問団の一員である赤平火太鼓保存会が両日ともに力強い太鼓の演奏を披露し、温かい拍手をいただいたところでもあります。滞在中の3日間を通じ、盛大な歓迎を受け、加賀市の皆様が本市との絆を非常に大切にしてくださっていることを実感いたしました。加賀から上赤平への団体移住という歴史に根差した親密な関係と30周年の交流を通じ、両市の揺るぎない信頼関係がさらに深まったものと確信しているところでございます。

最後に、工事の進捗状況につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（伊藤新一君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（高橋雅明君） 〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、全国学力・学習状況調査の結果についてでございますが、本年4月14日から17日にかけて実施いたしました本調査の結果は7月31日に文部科学省が公表いたしました。この結果に基づく北海道教育委員会が作成する北海道版結果報告書への市町村別結果の掲載につきまして、例年同様赤平市においては全国

学力・学習状況調査のみならず標準学力検査も実施しており、この結果も経年的に把握、検証し、学校教育における指導に資する確かなよりどころとして活用することが必要と考えているところであります。なお、市町村別結果の掲載方法、掲載時期につきましてはこれまでと変更するとの情報を得ておりますが、掲載の同意については次回以降の教育委員会にお諮りする予定であります。今後につきましては、例年同様市内の小学校2年生から中学校3年生までを対象とした標準学力検査の結果と併せて把握、検証し、学校現場と連携を取りながら赤平市の学力向上策を講じてまいりたいと考えております。

また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査につきましては、本年度も小学校5年生と中学校2年生の全ての児童生徒を対象に行われ、実施した調査資料については北海道教育委員会を通じて文部科学省に報告をいたしました。本市の体力向上策としては、全ての小中学校の全学年で新体力テストの取組を行っており、また北海道教育委員会による結果公表につきましても全国学力・学習状況調査と同様、同意については次回以降の教育委員会にお諮りする予定であります。

続きまして、社会教育関係について申し上げます。初めに、ふるさと少年教室についてでございますが、青少年健全育成事業としてリーダー養成を目的に6月21日の開講式から見学、体験学習や宿泊学習など、これまで計4回実施いたしました。今年度は、小学校4年生から6年生までの18名の児童が参加しておりますが、活動を通じて友愛、協調、規律などを学ぶよい機会となっております。今後につきましては、9月6日に家族旅行村においてデイキャンプを行い、その後の閉講式をもって終了する予定となっております。

次に、青少年非行防止についてでございます。小中学校の夏季休業前に夏休み版校外生活の決まりを各家庭に配布し、非行防止について改めて周知を行ったところであります。また、あかびら火まつりの会場において青少年センター、青少年育成連絡協議会、

赤歌警察署少年補導員、小中学校PTA等による夜間合同補導を実施いたしました。特に補導を行うような事案はなく、無事終了したところであります。

次に、炭鉱遺産ガイダンス施設についてであります。7月12日、13日の両日、開館7周年を記念し、市民対象無料開放デーを実施いたしました。2日間でガイドつき見学された方は85名おられましたが、そのうち7名の市民の方に無料でご利用いただき、身近な赤平の文化遺産を肌で感じていただいたところであります。

次に、東公民館関係についてであります。6月18日にスマホのお困り事講座が行われ、14名の参加により実施いたしました。6月25日には、固形石けんで作るソーパークーピング講座が行われ、2名の参加により実施いたしました。7月1日から29日にかけて全5回にわたり音楽に合わせてエクササイズを行うリズムウオーキング講座が開催され、延べ35名のご参加をいただきました。7月10日には、韓国の手工芸作り体験講座を10名の参加により実施し、チャームつきのキーホルダー作りを体験されました。7月16日には、人権学習とモルック講座が行われ、人権擁護委員会のご参加の下、19名の参加により実施いたしました。

次に、社会体育関係についてであります。市民プールにつきましては、6月23日から26日までの4日間にわたり一般水泳教室を開催し、延べ20名の参加がありました。また、7月28日から31日までの4日間にわたり小学生を対象にした子供水泳教室を開催し、延べ38名の参加がありました。

次に、図書館関係についてであります。7月26日には、七夕イベントとして読み聞かせや工作などを行う子供お楽しみ会を開催し、子供5名、大人5名の方に参加をいただきました。

以上、教育行政の概要についてご報告を申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤新一君） 日程第5 議案第190号赤平

市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第190号赤平市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

国と地方公共団体が連携し、デジタル技術を最大限効率、効果的に活用することを目的とした地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が令和3年9月1日に施行されております。これにより、全国共通で標準化すべき業務として20の事務が定められております。その一つである印鑑登録事務につきましては、国において標準仕様が策定され、新たに登録事項が追加されることから、所要の改正を行うものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤新一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第190号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（伊藤新一君） 日程第6 議案第191号赤平市議会議員及び赤平市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第191号赤平市議会議員及び赤平市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

令和7年6月4日に公職選挙法施行令の一部が改正され、選挙運動に要する費用の公費負担に係る限度額が引き上げられました。これを受けまして、本市においても同法令に基づき定めております本条例

の一部を改正し、限度額の見直しを行うものであります。

改正内容といたしましては、選挙運動用ビラ及びポスターの作成単価を引き上げるものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤新一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第191号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（伊藤新一君） 日程第7 議案第192号職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第192号職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

このたび育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正がありました。この改正では、妊娠、出産の申出をした職員に対し子の年齢に応じた柔軟な働き方を支援するため、両立支援制度の利用意向の確認など必要な措置を講ずるものであります。これを踏まえ、本市においても制度を適切に運用するため、所要の改正を行うものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤新一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第192号につ

いては、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（伊藤新一君） 日程第8 議案第193号赤平市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第193号赤平市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

このたび地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、育児を行う職員が仕事と家庭生活をよりよく両立できるよう部分休業制度の拡充が図られました。これを受け、本市におきましても制度改正の趣旨を踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤新一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第193号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（伊藤新一君） 日程第9 議案第194号赤平市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第194号赤平市税条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されました。この一部改正のうち、これから施行日を迎える部分につきまして所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、公示送達に関する規定がインターネットを利用して公示を可能とするも

のであります。次に、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、特定親族特別控除が創設されたことに伴い、申告等に係る規定の整備を行うものであります。また、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例の規定の新設などでございます。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤新一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第194号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（伊藤新一君） 日程第10 議案第195号赤平市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君） [登壇] 議案第195号赤平市手数料徴収条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行され、利用権設定等促進事業は本年3月31日をもって経過措置期間が終了いたしました。これに伴い、本年4月1日以降農地の利用権の設定は都道府県知事が指定します農地中間管理機構を介した貸借、売買に一本化され、嘱託登記に関する事務が終了したことから、所要の改正を行うものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤新一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第195号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（伊藤新一君） 日程第11 議案第196号赤平市太陽光発電施設の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君） [登壇] 議案第196号赤平市太陽光発電施設の設置等に関する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

近年再生可能エネルギーの普及により、全国的に太陽光発電施設の導入が進んでおります。一方で、こうした施設の設置に伴い、地域住民との間で生活環境への影響をめぐるトラブルが発生する事例も見受けられます。本市におきましても再生可能エネルギーの普及と環境保全の両立が課題となっております。このような状況を踏まえ、本条例では太陽光発電施設の設置から廃止に至るまでの必要な手続や基準を明確に定め、事業者による適正な運用を促し、事前にトラブル防止を図りたいと考えております。本条例の制定により、市民の皆様の不安を軽減し、魅力ある地域社会の実現に資するものと考えております。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤新一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

木村議員。

○5番（木村恵君） 第196号なのですけれども、提案説明で今あったように再生可能エネルギーの普及と環境保全の両立が課題だと、適正管理を促し、トラブルを事前に防ぐための条例制定ということだったのですが、内容を見ますとトラブルを事前に防ぐことに偏った条例制定ではないかと考えられると、条件が厳し過ぎて太陽光の普及を妨げるのではないかと考えます。この点の市長の考えを伺います。これが1点目、あと2点あります。

もう一点は、禁止区域の中に市営住宅跡地など広

い土地が含まれております。こういった土地の利活用を妨げることにならないのか、禁止区域についての市長の考えを伺います。

3点目です。パブリックコメントにもありましたが、土地の所有者が建築物に附属する太陽光発電は認めるが、野立ての施設を設置することは禁止することになります。個人の権利の侵害に当たるのではないかと思います。市長の見解を伺います。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 全部で3点あったかと思えますけれども、トラブルを事前に防ぐことに偏った条例制定ではないかと、また条件が厳し過ぎて太陽光の普及を妨げるのではないかとのご指摘だったというふうに思います。近年全国的に太陽光発電施設をめぐるのは、反射光ですとか、景観への影響、また施工や維持管理の不備による近隣被害など近隣住民の間でトラブルが発生しているというふうに感じております。赤平市といたしましてもこれらを未然に防ぎ、住環境を適切に保全するということが重要であるというふうに考えております。また、単に未然防止だけに偏れば過剰規制となり得ますけれども、このたびの条例案でございますが、再生可能エネルギー推進の重要性も踏まえ、住居専用地域などの禁止区域以外では条件を満たせば設置可能としております。したがって、防止に偏った条例ではなく、両立を図る条例であると考えております。

もう一点目が禁止区域の中に市営住宅の跡地ですとか、その禁止区域についての考え方ということだったというふうに思いますが、かつては多くの方が住まわれた市営住宅の跡地などが現在は利用されていないといった状況にあることについては私も重く受け止めております。ご指摘のとおり、こうした土地をいかに有効活用していくかは、まちづくりにおいて重要な課題であるとも認識しております。しかし、住居専用地域は、都市計画法の趣旨に基づき周辺の住環境を守ることを基本として位置づけられております。そのため、現時点では居住者がいない土地であっても地域全体の用途地域の指定に

従い一律に太陽光発電施設の設置を認めないこととしております。

それから、3つ目だったと思えますけれども、野立ての施設設置するというを禁止するということは個人の権利の侵害に当たるのではないのかといったことだったと思えますけれども、恐らくこれは憲法29条の財産権の保障についてのご指摘だというふうに思っております。この中には、同時に財産権の内容は公共の福祉に適合するように法律でこれを定めると規定されております。すなわち、財産権は無制限に行使できるものではなく、地域社会における調和や住環境保全の観点から一定の制約を受けることが法制度上予定されているものと考えております。都市計画法や建築基準法に基づく用途地域の仕組み自体がその典型的な例であると考えております。住居専用地域においては、工場や風俗施設などが建てられないのと同様に太陽光発電についても周辺の住環境に大きな影響を及ぼす可能性があることから、本条例案で禁止区域と位置づけたものでございます。

私からは以上です。

○議長（伊藤新一君） 木村議員。

○5番（木村恵君） 1点目は、両立を図るものだと、決して禁止はしていないというご答弁だったかなと思うのですが、新しい内容見るとやっぱり適正管理促すよりは実質立てさせないという、野立てのものを立てさせないと。結果、禁止区域というのはほとんど居住区域ですので、居住区域には立てさせないとなっておりますので、両立を図るといのはちょっと無理があるのかなと思うのですが、逆に言いますと、ではこの条例を制定してどのくらい太陽光の普及が図られるという予測等をされているのかを伺いたい。

2点目ですけれども、住宅地、市営住宅跡地などについては重く受け止めているという答弁ありましたが、都市計画法を基準として一律に認めないとしたということだったのですが、実際ある、野立てのものも立っているところは立っているという

ことになるので、例えばですが、禁止区域について例外規定とか除外規定を設けることは検討しなかったのかを伺いたいと。

3点目ですけれども、財産権について、財産権は無制限ではないのだというようなことが述べられました。公共の福祉に資するもの等々です。仮にそうだとすると、自分の土地に建物を建てる、住居か野立てのパネルかと。野立てだけを駄目だとする根拠になり得るのかと。弁護士等の意見などは果たして聞いているのか、今後訴訟などのリスクはないのか、その点についてもう一度お伺いします。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 3点あったかと思えますけれども、この条例によってどのぐらい設置が促されるのかということでしたけれども、今回初めての条例制定ということもございまして、この条例によってどのぐらいという予測はなかなか難しいのではないのかなというふうに考えております。ただ、禁止区域とそうではない区域というふうに規定する予定でございまして、そういったことでいいますと、今問題となっているのは主に住居専用地域、そこでの野立てによるものが周辺住民の方に不快な思いをさせているということもお聞きしておりますし、また議会の中でもこれまでも議論があったところだというふうに思っております。ですので、住居地域ではないところに太陽光発電施設が設置されていくのではないかという予想をしているところであります。

2点目が都市計画法の関係で、立っているところは野立てのものも立っていると、そして禁止区域の除外については考えなかったのかどうかというご指摘だったというふうに思います。禁止区域の除外についても内部では条例制定に当たって検討はしておりました。想定外のことも想定しなければいけないのですけれども、もし何らかのことがありましたら、条例の中で不都合がありましたら、その都度、ちょっと想定外ですけれども、今想定しているものは想像のつくものごさいませんけれども、そのときには条例改正も考えていかなければならないというふう

に思っております。今ご指摘にありました禁止区域の除外というのも考えましたけれども、なかなかそういうところには至ってはおりません。もしあるとしたら、例えばですけれども、ほかの条例にもあるかと思いますが、市長が特に認めた場合とかというのがございすけれども、私の考えの中には市長が特別に認めたというふうになりますと一定の基準はあるかと思うのですけれども、そのときの市長の判断というふうにも、果たしてどうなのかなということもございまして、そういった規定はしないという考え方に基本的にはあるということもございまして。

それから、自分の土地に、屋根の上に設置するのとかはよくて、野立てのは駄目だというような根拠についてはどうなのかということも弁護士にも相談されたのかというようなご指摘だったというふうに思いますけれども、基本的に住居専用地域に建っているのは住宅ということが多いと思います。ですので、一般的には屋根に太陽光の発電施設を設置すると思うのですけれども、屋根については北海道ですので、なかなか難しい部分もありますけれども、そのところについては近隣の住宅に影響が全くないわけではないというふうには思いますけれども、そこは許されるのではないのかなと。ただ、ちょっとこれも私考えたのですけれども、通常ですと南向きの屋根に太陽光発電の施設設置すると思うのです。ただ、北側の面にも設置する場合があるというふうに聞いております。そして、特に影響がある、苦情がある、トラブルがあるというのが北側の面に設置するところが多いというふうにも、調べたところによるとそういうこともございましたので、一概に屋根だから大丈夫かという、そうではない場合もございましたので、そこについてもちょっと考えてはありました。

そして、最後にありました弁護士に確認したのかどうかということですが、市の顧問弁護士のほうにご相談をさせていただいております。

私からは以上です。

○議長（伊藤新一君） 木村議員。

○5番(木村恵君) 初めての条例なので、普及がどれぐらいするか予測難しいということだったので、そうなるかと果たしてこれ太陽光の普及との両立の課題というところに合っているものなのかというのは若干疑問が残るということと、禁止区域の例外は一応考えて検討はしたけれども、市長が認めたものみみたいな例外規定にするとその時々市長の判断となるので、いわゆる恣意的な判断というおそれもあるのではないかとということだったのかなと思うのですが、それでそれはつけなかったということだったのだらうと思います。最後のところ、弁護士には相談をしたと、これで特に禁止をしても恐らく訴訟のリスクはないというふうに理解をさせていただきましても、弁護士さんと確認をしたということですから、では今後こういった訴訟は起こらないのだらうということだと思っております。いずれにしても、最初のところが大事なのですけれども、赤平市では2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロ、カーボンニュートラルを目指して市民、事業者、行政が一体となり、脱炭素社会の実現に向けて全力で取り組むことを宣言したわけですから、ゼロカーボンシティ宣言、果たしてこれと住居地域全部を太陽光発電禁止してしまっても整合性が取れるのかということところがちょっと気になりますので、最後にそこだけもう一点お伺いしたいと思います。

○議長(伊藤新一君) 市長。

○市長(畠山渉君) 確かに赤平もゼロカーボンシティということで取組を進めているところがございますけれども、私思っているのは市内のどこに太陽光発電施設を、確かに再生可能エネルギーの普及、導入というのは重要なことだと思いますけれども、ただ場所がどこなのかということが非常に地域住民の皆様方に影響を及ぼすことですので、私はその辺を考えたわけでございます。

あと、弁護士に相談したのかという先ほどのことございましたけれども、弁護士に確認したところ、訴訟のリスクはないというふうにはおっしゃっていません。当然訴訟ですので、どこかで訴えが提起さ

れる場合もないわけではないと思います。ただ、可能性としては、やはりやや低いのではないかとというような見解はいただいております。ただ、何ともその辺というのは難しいものもございますし、訴訟のリスクが全くないわけではないと考えております。ただ、条例制定権の範囲ですとか、また限界というものも私のほうでも担当のほうと併せて調べましたけれども、憲法に確かに先ほども申し上げましたが、財産権のところの規定はございます。ただ、確実にそれが求められていく、行使されていくというものではなくて、ある一定の条件、それは法律で決められるというふうになっているかと思っております。ですので、各種法令の中で財産権が制限されているのもあるというふうに思っております。ただ、地方自治法の中でも法律の範囲内で、これも憲法の何条かちょっとあれですけれども、94条ですか、法律の範囲内で自治体のほうで決められるということは法律の範囲内で条例で決めることができるというふうに私どもも判断しておりますので、基本的にいきますと法令違反はしてはいけないということは当然のことですけれども、規定一応されていると。ですので、地方自治の本旨に反するような制限は、法律をもってしても許されないということになるかというふうに思っております。

この後条例今回初めての制定ということになりますので、この後に果たしてどういうことがあるのかというものも、またほかの法令もございまして、規定の中にも地すべり等防止法との関係ですとか、そういったものも加味していかなければならないのかなというふうにも考えていたのですけれども、その法律、それぞれの法律あります。その範囲がどこなのか、その範囲に入るところであれば、それは条例から除外していいのではないのかというような意見もあるかと思うのですけれども、私は地すべり等防止法等とも見てみましたが、そこに対する上乘せというわけでもないですし、横出し規制でもないですし、ですので私は法令的には合致しているとは言いませぬけれども、自信を持って条例提

案させていただいているつもりではおりますけれども、私の考えでは以上で漏れがなかったかと思えますけれども、私からは以上です。

○5番（木村恵君） 質疑ではなく確認なのですから、いいですか。

○議長（伊藤新一君） はい。

○5番（木村恵君） 私最後に質疑したのは、ゼロカーボンシティ宣言との整合性というところだったので、延々と法の解釈述べられたのですが、ゼロカーボンシティ宣言と整合性はどうかというところの答弁では今なかったのではないかと私は思ったので、確認したいのですけれども。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） ゼロカーボンシティ宣言しておりますけれども、ゼロカーボンシティ宣言をしていてこの太陽光の条例制定ですけれども、この条例についてゼロカーボンについて取り組んでいないわけではないです。この条例の中でもそれは明確には規定はしていないかもしれないのですけれども、再生可能エネルギーの普及についてはこれからも取り組んでいきたいというふうに考えております。ですので、整合性というところでいきますと難しい表現もありますけれども、私は整合性は取れているのではないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤新一君） 安藤議員。

○2番（安藤繁君） 2点ほどあるのですけれども、太陽光発電施設の設置等に関する条例の制定についてなのですけれども、まず1点は条例第13条、協議の終了の通知についてでありまして、第1項で市長は前条の規定、第12条、実施の協議が終了したときは規則で定めるところにより事業者へ通知をすることになっておりますが、協議が終了しただけの通知では協議の結果、市が事業の開始または推進の可否をどのように判断したか明確にならないのではないかと思います。これについてお答えをいただきたいと思えます。

次に、条例第25条の罰則の規定なのですけれども、

これにつきましては次に挙げる事業者は5万以下の過料に処するものということでもあります。これでもございますけれども、先進地では、瀬戸市なのですけれども、これは決定通知前に事業着手した者については30万以下の罰金、美里町は許可を受けずに事業を行った者について同じく30万円の罰金、報告要求に対して報告をしなかった者に対しては20万以下の罰金、それで標識を上げない者に対して、これについては5万以下の過料ということ、いわゆる罰則が非常に厳しいような状況になっております。こちらについて5万円とした理由、それをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（伊藤新一君） 暫時休憩とします。

（午前10時57分 休憩）

（午前11時01分 再開）

○議長（伊藤新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（畠山渉君） 今ご指摘ございましたけれども、協議の終了について終了したときには事業者へ通知するということがあったけれども、そこについてどこで終了したのかとか、それがどこで分かるのかというようなことだったと思えます。そこにつきましては、今おっしゃられていたのは市が許可を所するところなのかどうか、要するに太陽光の条例でよく言われているのが協議だけはするとか、例えば住民説明会をするものとするというふうに規定されていたら、説明会をやったら住民が例えば了解をしてもしなくても立てられてしまうとか、そういうことを危惧されてのお話だったというふうに思えますけれども、そこでいきますと手続手順で条例ですとか法令を遵守していれば事業着手はできることとなるというふうに考えております。ですので、今回のでいきましたら、条例の中身が守られていれば協議終了の通知は出すということになると。ですので、守られていなければ通知は出さないということになりますので、条例には合致していない、ですので規

定の中でいきますと禁止区域以外のこと、禁止区域は同意があるとかないとかではございませんので、立てれないという規定でございますので、禁止区域以外のところだと思いますけれども、そのような規定になっております。周辺の住民ですとか、土地の所有者とかの同意が必要というふうになっておりますので、その辺は担保されているのではないのかなというふうに思っています。

それから、2点目の罰則で5万円以下の過料というのは果たしてどうなのかと、先進地ではまた違ったもっと重いものもあるのではないのかという話でしたけれども、先進地の事例ですけれども、担当のほうで調査したところによりますと、過料の規定を設けていない自治体もあれば、5万円以下の過料を科す自治体、また5万円以上の自治体というものもありまして様々な規定になっているというふうに考えております。この5万円以下の過料というものが、金額の問題ではないというふうに私ども考えての規定でございます。それ何かといいますと、違反している事業者、違反者に対して公表をするというふうに規定しておりますから、金額の大小にかかわらず社会的制裁が下るということが重いというふうに判断しておりますので、過料に併せて公表するということも規定しているところでございます。

答えになっているかどうかあれですけれども、私からは以上です。

○議長（伊藤新一君） 安藤議員。

○2番（安藤繁君） この協議終了に対する通知なのですけれども、私今聞いたのですけれども、許認可制とはっきりするのか、本当は協議を結果した後、事業実施について合意したのだと、通知書の中に事業をしていいよというのですか、お互いに事業するということについていわゆる赤平の条例を守ってやるのだというその協議の合意の旨を、合意しましたと、お互いに、そういったものを通知書に明確に記載するべきでないかというふうに1点思うのですけれども、これについてまた。

それと、2点目の罰則の関係なのですけれども、

この条例の制定につきまして昨年9月定例会で私質問いたしましたけれども、市長は先進都市を参考に設置から廃止に至るまで必要事項の協議を進めていて実効性のある条例制定に取り組んでいくということで答弁しております。先進地である瀬戸市なのですけれども、都市建設課で聞いたところ、昔から土地利用計画条例というのがあるのです。これについて違反者は30万以下の罰金を科すという規定が古くからありまして、さらに平成10年に太陽光発電施設に関する条例、これを制定することになったと。この制定するときにこれを参考として、さらに検察庁と協議をして検察庁が30万以下が妥当であるという話で決めたということです。同じく美里町の担当課では、町の条例が制定される前に太陽光発電事業者が土地を造成したと、その後施設を設置せずにはおいたらかちに放置したままになったと、そういったことから今後そのようなことがないように、これも埼玉県の検察庁と協議をし、また先進地の瀬戸市を参考に条例を制定したということです。市長が答弁なさったように、先進地を参考に設置から廃止に至るまで必要事項の協議を進めており、実効性ある、5万の過料……

○議長（伊藤新一君） 安藤議員、質疑なので、簡潔にお願いします。

○2番（安藤繁君） そういったことでは、実効性があるというのはやっぱり我々見た目も5万よりも30万、これのほうが実効性あると思うのですけれども、こちら辺検察庁との十分な協議を重ねたり、他市町村と比較をして実効性があるということの判断した上での提案なのかを伺いたいと。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 協議終了の通知、そこに明確に記載するべきではないのかといったご指摘だったと思いますけれども、設置するというところの周辺の住民の方、また土地の持ち主、建物の持ち主、住んでいる方もそうですけれども、同意が必要というふうになっておりますので、同意が得られなければ終了の通知は交付しませんので、そこに明確に記載

するというふうな設定にはなっておりませんが、同意がなければ終了通知は出しませんので、私は十分実効性があるのではないのかなというふうに思っておりますし、また一番のメインは禁止区域を設定しているということでございますので、それ以外のところも条件を満たせば立てることはできるのですけれども、そのように考えております。記載すべきではないのかということでしたけれども、どのぐらい周辺に関係する方がいらっしゃるのかということもございますので、その辺は設定はしていませんけれども、私は担保しているのではないのかなと考えております。

また、罰則の部分についてですけれども、先進地の事例も詳しく調べさせていただきましたけれども、先ほども申し上げましたとおり金額の多い少ないということよりも公表するということが一番大きいものになるのではないのかなというふうに思っております。ですので、秩序罰というのでしょうか、ですので過料ということで5万円以下にしております。そういった過料ですので、行政罰でありますし、刑事罰であれば検察庁への協議が必要というふうにはなってくるのですけれども、私どもとしては過料の5万円以下というよりは公表のほうを重要視して今回の条例案にさせていただきました。

○議長（伊藤新一君） 安藤議員。

○2番（安藤繁君） 2点ほど質問しましたけれども、先ほどから市長が言っておりますように禁止区域指定するということが一般的に市民や自然保護に非常に寄り添った好ましい内容と思っております。ぜひ条例が早い時期に制定されればよいと思っておりますが、一応気がかりなことがありましたので、質問しました。

以上で終わります。

○議長（伊藤新一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第196号につ

いては、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（伊藤新一君） 日程第12 議案第197号赤平市水道条例の一部改正について、日程第13 議案第198号赤平市下水道条例の一部改正についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第197号及び198号につきまして、関連いたしますので、一括して提案の趣旨をご説明申し上げます。

初めに、議案第197号赤平市水道条例の一部改正についてでございますが、現在赤平市内における給水装置工事は水道事業管理者である市長が指定した業者が施工しております。このたび国土交通省からの通知により、災害その他の非常時において指定業者だけでは対応が困難な状況となる場合は他市町村長の指定を受けた業者にも給水装置工事を依頼できることとなりました。これを受け、本市におきましても非常時に柔軟な対応が可能となるよう所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第198号赤平市下水道条例の一部改正についてでございますが、現在赤平市内における排水設備工事は下水道事業管理者である市長が指定した業者が施工しております。このたび国土交通省が示した標準下水道条例の改正により、災害その他の非常時においては指定業者だけでは対応が困難な状況となる場合は他市町村長の指定を受けた業者にも排水設備工事を依頼できることとなりました。これを受け、本市におきましても非常時に柔軟な対応が可能となるよう所要の改正を行うものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤新一君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第197号、第198号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（伊藤新一君） 日程第14 議案第199号工事契約の一部を変更する契約の締結について（庁舎整備工事（空調設備改修 機械設備））、日程第15 議案第200号工事契約の一部を変更する契約の締結について（庁舎整備工事（空調設備改修 外壁外 A工区））を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第199号及び200号につきまして、関連いたしますので、一括して提案の趣旨をご説明申し上げます。

初めに、議案第199号工事契約の一部を変更する契約の締結について（庁舎整備工事（空調設備改修 機械設備））につきましては、既に市議会定例会において工事関連契約締結を議決いただいております。その後工事は順調に進んでおりましたが、塔屋階に設置している空調機の修繕範囲が増加いたしました。これに伴い、工事費の増額並びに設計内容の変更が生じております。このようなことから、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第200号工事契約の一部を変更する契約の締結について（庁舎整備工事（空調設備改修 外壁外 A工区））につきましては、既に市議会定例会において工事関連契約締結を議決いただいております。その後工事は順調に進んでおりましたが、当初の想定より外壁等の劣化が進行しており、外壁及び金物の補修範囲が増加するとともに、産業廃棄物の処理量も増加いたしました。これに伴い、工事費の増額並びに設計内容の変更が生じております。このようなことから、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよ

ろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤新一君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第199号、第200号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第199号、200号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第199号、第200号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（伊藤新一君） 日程第16 議案第201号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第201号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

当市が加入しております北海道市町村職員退職手当組合は、職員の退職手当の支給を目的として設立された広域連携の組合であります。このたび令和7

年3月31日付で江差町・上ノ国町学校給食組合が解散し、構成団体に変更が生じることとなりました。これに伴い、当該規約の関係部分について所要の改正を行うもので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤新一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第201号については、会議規則第36条第3項の規定より、委員会の付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第201号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第201号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（伊藤新一君） 日程第17 議案第204号令和6年度赤平市一般会計決算認定について、日程第18 議案第205号令和6年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について、日程第19 議案第206号令和6年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第20 議案第207号令和6年度赤平市用地

取得特別会計決算認定について、日程第21 議案第208号令和6年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第22 議案第209号令和6年度赤平市介護保険特別会計決算認定について、日程第23 議案第210号令和6年度赤平市水道事業会計決算認定について、日程第24 議案第211号令和6年度赤平市病院事業会計決算認定について、日程第25 議案第212号令和6年度赤平市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（永川郁郎君） [登壇] 議案第204号から第212号まで、令和6年度の赤平市各会計における決算認定につきまして、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第204号令和6年度赤平市一般会計決算認定につきましてご説明申し上げますので、令和6年度各会計決算報告書を御覧ください。

4ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。当市におきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標が全て健全段階を維持する結果の中、令和6年度におきましては第6次赤平市総合計画に基づく予算として、市民とともに歩むまちづくり、市民にやさしいまちづくり、市民に誇れる魅力あふれるまちづくりを基本方向として5つの基本目標に沿って各種施策に取り組んでまいりました。子育て支援の充実では、市外通学となっている高等学校等への通学費の助成を増額したほか、学校給食費の無償化や高校生以下の医療費の無料化を維持するなど子育て世帯への負担軽減に努めました。高齢者支援の充実では、高齢者世帯等除雪費助成事業や高齢者補聴器購入費助成事業を実施することで高齢者世帯の負担軽減に努めました。移住、定住の促進では、子育て世帯向け住宅の整備や長寿命化計画による改修を行い、道路、公共交通の整備では北文本通及び東文2条通の改良舗装や朝陽台通のロードヒーティングの更新、公園、緑地の適正管理では平岸中央公園、翠

光苑、赤平公園の設備の更新を実施しました。生涯学習の推進では、総合体育館やふれあいホールの改修工事を実施しました。今後におきましても第6次赤平市総合計画の実現に向け、各種施策に積極的に取り組んでまいります。

一般会計決算の主な状況につきまして、歳入では定額減税の影響により市税の収入が7億8,304万8,000円、対前年度比4.0%の減となったほか、ふるさと納税の増加により寄附金が16億3,777万2,000円、対前年度比12.3%の増、河川改修事業や道路照明省電力対策、ふれあいホールや総合体育館の施設整備など主に単独事業の増により市債は8億1,960万円、対前年度比10.3%の増となりました。歳出では、人事院勧告に基づく給与改定などにより人件費は13億4,529万7,000円、対前年度比5.2%の増となったほか、補助事業の減により普通建設事業は9億5,985万9,000円、対前年度比6.6%の減、ふるさと納税の増加により積立金が8億5,510万7,000円、対前年度比29.0%の増となったところであります。

結果、歳入総額113億9,727万1,966円、歳出総額107億1,985万6,077円となり、差引き額6億7,741万5,889円のうち3億5,000万円を減債基金に積み立て、差引き3億2,741万5,889円につきましては翌年度に繰り越したところであります。

次に、議案第205号令和6年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

62ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。歳入につきましては前年度と比較して6.5%の減少となり、歳入全体に占める道支出金の割合は76.7%となっております。歳出につきましては、前年度と比較して7.1%の減少となり、歳出全体に占める保険給付費は73.5%、国民健康保険事業費納付金が19.4%となっております。

結果、歳入総額11億6,596万2,849円、歳出総額11億4,351万6,070円となり、差引き額2,244万6,779円のうち1,200万円を国民健康保険事業財政調整基金に積み立て、差引き1,044万6,779円につきましては

翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第206号令和6年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

68ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。歳入につきましては前年度と比較して4.9%の増加となり、歳入全体に占める後期高齢者医療保険料の割合は64.4%、一般会計繰入金33.4%となっております。歳出につきましては、前年度と比較して5.3%の増加となり、歳出全体に占める後期高齢者医療広域連合納付金は95.4%となっております。

結果、歳入総額2億3,970万7,163円、歳出総額2億3,508万565円となり、差引き額462万6,598円につきましては翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第207号令和6年度赤平市用地取得特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

72ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。平成9年から10年までの2か年で公共用地を取得し、平成8年から12年までの5か年で炭鉱跡地を取得しており、その際の起債の元利償還を行ったところであります。

結果、歳入及び歳出総額は、ともに1,300万5,973円となり、差引き額はございません。

次に、議案第208号令和6年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

77ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。介護保険の介護予防支援事業所として要支援1、2と認定された方への介護予防サービスが適切に提供されるよう、介護予防サービス計画の作成及び在宅サービスに係る指定介護予防サービス事業所との連絡調整等の業務を行ったところであります。

結果、歳入総額1,022万6,097円、歳出総額693万2,244円となり、差引き額329万3,853円につきましては翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第209号令和6年度赤平市介護保険特別

会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

81ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。第9期介護保険事業計画の初年度に当たる令和6年度は介護サービス受給者数及び介護給付費はほぼ横ばいで推移しており、前年度比約3.1%の減少となりました。第1号被保険者数は、令和6年度末で3,950人、要介護、要支援認定者数は876人となりました。また、地域支援事業における介護予防・生活支援サービス事業では、要支援者等を対象に訪問型、通所型サービスを実施しました。一般介護予防事業では、まる元運動教室のほか、介護予防講演会や各地区での講話などで介護予防の普及に努め、延べ2,112人が参加しました。包括的支援事業では、日常生活や介護に関する総合相談支援事業や虐待対応、成年後見制度の権利擁護支援業務などを行ったところであります。

結果、歳入総額16億333万3,530円、歳出総額13億9,345万4,389円となり、差引き額2億987万9,141円は全額介護給付費準備基金に積み立てたところであります。

次に、議案第210号令和6年度赤平市水道事業会計決算認定につきましてご説明申し上げますので、令和6年度赤平市水道事業会計決算書を御覧ください。

9ページをお願いいたします。1、概況、(1)、総括事項でございますが、主な建設改良事業といたしましては茂尻元町北配水管布設替え工事、茂尻中央町北配水管布設替え工事、西文京町3丁目配水管布設替え工事、青葉通配水管布設替え工事、浄水場中央制御装置更新工事などを行いました。給水収益につきましては、人口減等の理由により水量減となり、対前年度比で321万9,627円の減となり、営業収益全体におきましても対前年度比で496万110円の減収となったところであります。営業費用につきましては、修繕料や職員給与費が減少となったことなどにより対前年度比で185万2,126円の減額となったところであります。

結果といたしまして、水道事業収益全体では対前

年度比で911万6,887円の増、水道事業費用全体では対前年度比で206万5,936円の減となり、収益的収支につきましては549万4,774円の純損失となったところであります。損失の原因といたしましては、給水収益の減少によるものとなっておりますが、一般会計補助金など営業外収益により損失の圧縮に努めました。今後におきましても人口減少による料金収入の減少や水道施設の老朽化に伴う更新費用に対応するため、水道料金の改定により収支不足の見直しを図り、健全な水道事業経営に努力してまいります。

次に、(2)、経営指標に関する事項でございますが、経営の健全性を示す経常収支比率は一般会計補助金の増額による水道事業収益の増により対前年度比3.42ポイント増の98.28%となりましたが、経営の健全化が必要となる水準となっております。料金水準の妥当性を示す料金回収率は、対前年度比0.92ポイント減の82.37%となっております。料金水準の見直しが必要となる水準となっております。令和7年度の水道料金の改定等により、収支不足の解消に努力してまいります。

10ページをお願いいたします。令和6年度の決算状況でございますが、収益的収入及び支出は収入3億322万1,592円に対し、支出3億871万6,366円となり、差引き549万4,774円の純損失となり、前年度繰越利益剰余金7億7,724万5,337円から当年度純損失549万4,774円を差し引いて当年度未処分利益剰余金は7億7,175万563円となったところであります。

資本的収入及び支出は、収入1億4,491万4,000円に対し、支出3億1,012万4,788円となり、差引き1億6,521万788円の不足となり、この不足額につきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填したところであります。

次に、議案第211号令和6年度赤平市病院事業会計決算認定につきましてご説明申し上げますので、令和6年度赤平市病院事業会計決算書を御覧ください。

11ページをお願いいたします。1、概況、(1)、

総括事項でございますが、令和6年度は4月1日より訪問看護ステーションえながを開設し、これまで行っていた訪問看護をより一層強化し、利用者とその家族がこれまで以上に安心して在宅で療養ができるようサポート体制を充実させました。また、2月には芦別市と一般社団法人中空知東部メディカルケアネットワークを設立し、市立芦別病院と連携しながら今後における持続可能な医療提供体制についての議論や共同での事業を検討することとなりました。経営面におきましても世界的な物価高騰や政府の賃上げ促進により公務員給与も改定されたことに伴い、人件費の負担が増加するなどコストの上昇が大きく影響したため、経常収支の黒字が達成できませんでした。一方、医療スタッフの体制でございますが、常勤医師におきまして内科医1名が退職し、研修目的により期間限定で札幌医科大学より内科医2名を受け入れたところでもあります。

次に、(2)、経営指標に関する事項でございますが、経営の健全性を示す経常収支比率は人事院勧告に伴う人件費の増などによる経常費用の増加によって対前年度比4.1ポイント減の98.2%となり、健全経営の水準を僅かに下回っております。医業本来の収支状況を示す医業収支比率は、対前年度比2.6ポイント減の82.5%となっており、医業収益から一般会計負担金を除いた修正医業収支比率は69.9%となっており、診療収入をはじめとする収益の確保及び費用の抑制が必要となる水準となっております。

医業収益のうち入院収益につきましては、一般病床の患者数は僅かに減少となったものの、療養病床の患者数は増加し、全体で対前年度比422人の増加となったことにより対前年度比で2,599万9,000円の増加となったところでもあります。外来収益につきましては、外来患者数は対前年度比で5,035人の減少となったことなどにより対前年度比で3,650万9,000円の減少となったところでもあります。医業外収益につきましては、新型コロナウイルス感染症関連の補助金の減額などにより対前年度比で3,437万8,000円の減少となったところでもあります。

医業費用につきましては、前年度と比較して主に給与費や経費の増加により全体で対前年度比6,901万5,000円の増加となったところでもあります。医業外費用につきましては、企業債利息の減少により対前年度比713万8,000円の減少となったところでもあります。資本的事業につきましては、企業債償還金は平成5年度に借入れを行った診療棟、管理棟全面改築事業の償還終了により対前年度比で7,074万円の減少となったところでもあります。建設改良事業といたしまして、院内照明LED化工事などの施設の整備を実施したほか、医療機器の購入数の減により対前年度比で1億5,760万8,000円の減額となったところでもあります。

12ページをお願いいたします。損益勘定でございますが、収益的収支につきましては収益23億21万9,375円に対し、費用24億4,085万8,602円となり、差引き1億4,063万9,227円の純損失となったところでもあります。損失の原因といたしましては、物価高騰や人件費の高騰などによるものとなっておりますが、今後におきまして診療収入をはじめとする収益の確保及び費用の抑制を図ることにより効率的な病院経営に努力してまいります。

資本勘定でございますが、収入2億6,984万8,000円に対し、支出4億3,899万4,155円となり、差引き1億6,914万6,155円の収支不足額となり、この不足額につきましては過年度分損益勘定留保資金で補填したところでもあります。

次に、議案第212号令和6年度赤平市下水道事業会計決算認定につきましてご説明申し上げますので、令和6年度赤平市下水道事業会計決算書を御覧ください。

9ページをお願いいたします。1、概況、(1)、総括事項でございますが、主な建設改良事業といたしましては公共下水道管渠新設工事の第1工区及び第11工区を行いました。下水道事業収益でございますが、人口減等の理由により使用料収入が減収となり、営業収益におきましては減収となったところでもあります。営業費用につきましては、退職手当組合

積立金の納付分の減少により対前年度比で減額となったところであります。

結果といたしまして、下水道事業収益全体では対前年度比で1億2,292万796円の減、下水道事業費用全体では対前年度比で2,133万800円の減となり、収益的収支につきましては7,188万896円の純利益となったところであります。

次に、(2)、経営指標に関する事項でございますが、経営の健全性を示す経常収支比率は119.4%となっており、健全経営の水準を上回っております。料金水準の妥当性を示す経費回収率は119.6%となっており、令和5年度の全国平均値である95.9%を上回っており、汚水処理費用は使用料収入で賄えている状況となっております。

10ページをお願いいたします。令和6年度の決算状況でございますが、収益的収入及び支出は収入4億5,317万7,767円に対し、支出3億8,129万6,871円となり、差引き7,188万896円の純利益となり、前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は3億9,928万543円となります。

資本的収入及び支出は、収入1億8,653万2,400円に対し、支出3億1,276万3,504円となり、差引き1億2,623万1,104円の不足となり、この不足額につきましては当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び利益剰余金処分額で補填をしたところであります。

戻りまして、5ページをお願いいたします。剰余金の処分につきまして、当年度未処分利益剰余金は3億9,928万543円となっております。このうち資本的収支の不足額に対する補填財源とするため1,155万3,176円を処分することとし、処分後残高の繰越利益剰余金を3億8,772万7,367円とするものであります。

以上、議案第204号から212号までを一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤新一君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありません

か。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第204号から第212号については、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案については、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、安藤議員、竹村議員、渡部議員、若山議員、木村議員、丸山議員、今野議員、以上7名を指名いたします。

○議長（伊藤新一君） 日程第26 議案第213号赤平市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第213号赤平市教育委員会教育長の任命につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

現在赤平市教育委員会教育長としてご活躍いただいております高橋雅明氏は、令和7年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を赤平市教育委員会教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

記といたしまして、高橋雅明、生年月日、昭和37年10月19日、現住所、赤平市豊丘町3丁目1番地でございます。

高橋雅明氏の経歴につきましては、別紙参考資料

のとおりでございますが、赤平市教育委員会教育長として適任と考えますので、ご同意のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（伊藤新一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第213号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第213号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第213号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

○議長（伊藤新一君） 日程第27 議案第214号赤平市教育委員会委員の任命ついてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第214号赤平市教育委員会委員の任命につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

現在赤平市教育委員会委員としてご活躍をいただいております坪谷嗣香氏が令和7年9月30日付をもちまして任期満了を迎えることとなりました。坪谷

嗣香氏は、平成23年7月1日にご就任以来14年の長きにわたり市の教育行政の推進のためご尽力、ご活躍を賜り、その情熱とご功績に対し深く感謝と敬意を表する次第でございます。

さて、その後任の赤平市教育委員会委員として下記の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

記といたしまして、浦見也子、生年月日、昭和33年5月6日、現住所、赤平市美園町1丁目8番地でございます。

浦見也子氏の経歴につきましては、別添参考資料のとおりでございますが、赤平市教育委員会委員として適任と考えますので、ご同意のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（伊藤新一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第214号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第214号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第214号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

○議長（伊藤新一君） 日程第28 議案第215号赤平市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第215号赤平市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

現在赤平市固定資産評価審査委員会委員としてご活躍いただいております佐藤貞昭氏は、令和7年9月30日をもちまして任期を満了いたしますが、引き続き同氏を赤平市固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、佐藤貞昭、生年月日、昭和23年7月28日、現住所、赤平市平岸新光町8丁目16番地でございます。

佐藤貞昭氏の経歴につきましては、別添参考資料のとおりでございますが、赤平市固定資産評価審査委員会委員として適任と考えますので、ご同意のほどよろしく申し上げます。

○議長（伊藤新一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第215号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第215号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第215号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

○議長（伊藤新一君） 日程第29 報告第18号令和6年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について、日程第30 報告第19号令和6年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（永川郁郎君）〔登壇〕 報告第18号令和6年度決算に基づく赤平市健全化判断比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく赤平市健全化判断比率を監査委員の意見をつけて次のご報告いたします。

初めに、実質赤字比率につきましては、一般会計等におきまして繰上充用額等が生じていない、いわゆる黒字決算となっておりますことから、比率は発生しておりません。

次に、連結実質赤字比率につきましても平成22年度決算以降連結赤字額は発生しておらず、令和6年度決算においても比率は発生しておりません。

次に、実質公債費比率につきましては、算定方法が3か年分の平均となっておりますので、令和3年度と比較して元利償還金が増加しているものの、公営企業に対する繰り出しのうち公債費に充当された額が減少したことなどにより13.1%となり、前年度より0.1ポイントの減少となっております。

次に、将来負担比率につきましては、地方債現在高及び公営企業債等繰入れ見込額の減少、充当可能

基金が増加したことなどから43.3%となり、前年度より23.4ポイントの減少となっております。

今後も財政4指標につきましては、引き続き財政健全段階を維持するよう努めてまいります。

次に、報告第19号令和6年度決算に基づく赤平市資金不足比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく赤平市資金不足比率を監査委員の意見をつけて次のとおりご報告いたします。

資金不足比率につきまして、経営努力等によって水道事業会計、病院事業会計並びに下水道事業会計の3会計全てにおきまして比率は発生しておりません。

以上、報告第18号及び第19号につきまして一括してご報告申し上げます。

○議長（伊藤新一君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第18号から第19号については、報告済みといたします。

○議長（伊藤新一君） お諮りいたします。

委員会審査のため、明日3日、1日休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） ご異議なしと認めます。

よって、明日3日、1日休会することに決しました。

○議長（伊藤新一君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 0時09分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)